

老朽危険家屋の解体費用を補助します！

～まずは事前調査による判定が必要です～

市では、市内にある老朽危険家屋の解体を促進するため、解体費用などの一部を補助する事業を創設しました。補助を受けるためには、市が行う事前調査で老朽危険家屋であるという判定を受けなければなりません。

今回、この事前調査の申し込みを受け付けます。

■申し込み期間＝8月1日(金)から同22日(金)まで(期間内でも予定戸数に達した場合は受け付けを終了します)。

■予定戸数＝12戸。

■申し込み方法＝事前調査申込書(本庁・地域政策課または各支所担当課に備え付け、市ホームページに掲載)に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添えて本庁・地域政策課へ申し込んでください。



補助事業の概要

●補助対象家屋＝市内にある家屋のうち、老朽化し倒壊や損壊などの恐れがあり、道路や隣家などに危険をおよぼす可能性がある家屋で、事前調査によって老朽危険家屋と判定されたもの。

●補助対象者(市税などを滞納していないことが条件)

次のいずれかに該当する人

- ①補助の対象となる危険家屋などの所有者またはその相続権利者
- ②①の人から同意を得た、敷地の所有者またはその相続権利者
- ③①の人から委任を受けた人のうち、市長が認めた人

●補助金額＝補助対象経費(解体工事費など)の2分の1の金額で、上限は50万円(千円未満は切り捨て)。

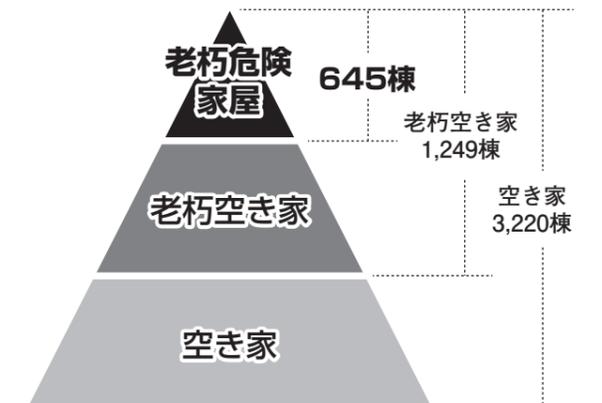
所有・使用している家屋は 老朽危険家屋に なっていませんか

近年、適正な管理が行われず老朽化した危険家屋に関する、問い合わせや相談が寄せられています。老朽危険家屋は、倒壊や損壊によって近隣住民の皆さんや通行者を危険にさらすほか、火災や犯罪の誘発、地域の住環境にも悪影響をおよぼします。今号では、市内の現状や危険性などについてお知らせします。

645棟が老朽危険家屋

～市内の実態調査を実施～

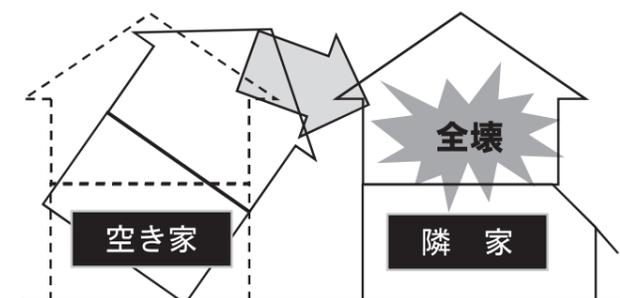
市では、昨年6月から同11月にかけて、市内全域の空き家などの実態調査(外観調査)を行いました。その結果、調査した5万7,746棟のうち空き家と思われる家屋(併用住宅や空き建築物を含む)が3,220棟ありました。また、このうちの1,249棟が、住んだり使用したりすることが不適當であると思われる“老朽空き家”であり、さらにこのうちの645棟が、倒壊や外壁の落下の恐れがあり近隣や道路などに影響をおよぼす可能性がある、“老朽危険家屋”であることがわかりました。



老朽危険家屋が倒壊し隣家に被害をおよぼしたら...

～隣家被害額の想定～

※老朽危険家屋の倒壊により隣家が全壊し、居住家族全員が死亡したケースを想定



損害区分	損害額
住宅、家財、倒壊家屋の解体処分	1,500万円
死亡逸失利益、慰謝料など	1億9,360万円

**想定被害総額は
2億円超!**

【隣家の概要】

- 敷地面積：165㎡(50坪)
- 延べ床面積：83㎡(25坪)
- 建築時期：平成4年(築後20年)
- 居住世帯：世帯主・40歳・年収600万円
妻・36歳・主婦
子ども・8歳の女儿(小学3年生)

出典：公益財団法人日本住宅総合センターの資料

“空き家等情報バンク制度”へ登録を！

市では、市内にある「空き家」や「空き地」情報を、天草島外から移住・定住したい人に提供するため、“空き家等情報バンク制度”を設けています。これまでに、同制度を活用して市内へ移住した人は、71世帯・157人(平成26年3月31日現在)となっています。空き家や空き地をお持ちで、貸し出し・売却を希望する人は、同制度へ登録

をお願いします。詳細は、本庁・地域政策課へお尋ねください。



【問い合わせ先】本庁・地域政策課 ☎ 1111